

平成 27 年 4 月

お客さま 各位

栃木信用金庫

預金小切手による特殊詐欺被害防止対策の強化について

当金庫では、特殊詐欺被害防止対策を強化するため、新たに預金小切手のご利用をおすすめいたします。

お客さまの大切な財産を金融犯罪等からお守りし、安心してお取引いただくための取り組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 内容

- (1)お客さまが窓口で高額のお金をお引き出しされる場合、お振込による手続きのほか預金小切手のご利用をおすすめします。この場合、預金小切手の発行手数料は無料とさせていただきます。
- (2)お振込または預金小切手をご利用されない場合で、詐欺被害を防止するために必要と判断した時は、警察に連絡の上ご相談させていただくことがあります。

2. 取扱開始日

平成 27 年 4 月 6 日(月)

- 預金小切手（自己宛小切手）とは・・・
- ・金融機関が自ら振出人兼支払人として振出をする小切手のことをいいます。
 - ・預金小切手は、お受取人を指定して発行いたしますので、不正に小切手を取得した第三者による現金化を防止する効果が期待できます。
 - ・小切手のお受取人は、取引金融機関の預金口座に入金後、現金化することができます。現金化するまでの日数、手数料は取引金融機関により異なります。

以 上



栃木信用金庫